三十森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県大分市・由布市（以上二市については次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　由布市（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2　次の森林（次の図に示す部分に限る。）

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2　次の森林（次の図に示す部分に限る。）

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁並びに行方市役所及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十三号

三十森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県大分市・由布市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　由布市（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年七月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口及び字西原、豊田字真ノ原、東三谷字春日谷、中三谷字不動寺及び字花折並びに西三谷字不動寺地内

和歌山県岩出市根来字根来及び字洞尾、安上字東谷、西安上字荒神、山字池ノ前並びに山小野山国有林地内

和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山、上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内、北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内

２　使用の部分　和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口及び字西原、豊田字真ノ原、東三谷字春日谷、中三谷字宮ノ谷、字不動寺及び字花折並びに西三谷字不動寺及び字横谷地内

和歌山県岩出市今畑字横谷、根来字根来、字東谷及び字洞尾、安上字東谷及び字西畑、西安上字荒神、紀泉台、山字池ノ前、山小野山国有林並びに相谷字蔵谷地内

和歌山県和歌山市湯屋谷小野山国有林、中筋日延字山新田、湯屋谷字山ノ下、谷字石引谷及び字宮山、上黒谷字池ノ谷、字池ノ原及び字奥垣内、北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市神領字東山地内の打田インターチェンジ（仮称）から和歌山市弘西字宮ノ前地内の和歌山ジャンクション（仮称）までの延長12.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」）」（以下「本件自専道事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））」（以下「本件ジャンクション事業」という。）は、同条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、両事業（以下「本体事業」という。）は、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本件自専道事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。本件自専道事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件自専道事業に係る区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件自専道事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の改築については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件ジャンクション事業に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件ジャンクション事業に関する許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件ジャンクション事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道24号（京奈和自動車道。以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、奈良市、橋本市等を経て、和歌山市に至る延長約120㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する和歌山県北部地域（以下「本地域」という。）には、世界遺産である高野山や国宝の根来寺多宝塔等の観光資源があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、関西国際空港や近隣の工業地帯を背景に工業団地が立地しているほか、はっさくの栽培等の農業も盛んな地域であり、農産品等は京阪神方面等へ出荷されている。

本地域には物流等を担う幹線道路として一般国道24号や県道粉河加太線があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうしており、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。